

## 「目利き番頭 船えもん」着ぐるみ貸出取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、船橋市が所有する「目利き番頭 船えもん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象事業及び対象者)

第2条 着ぐるみの貸出しの対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 船橋市のPRに関する事業
  - (2) その他市長が特別に使用を認めた場合
- 2 着ぐるみの貸出しの対象となる者は、前項に規定する貸出対象事業を確実に実行することができる規模又は体制を有する各種団体・企業とし、個人への貸出しは行わないものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の各種団体・企業は、法人格の有無、公的機関等・民間団体等であるかどうかを問わない。

### (貸出承認)

- 第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申請者」）は、あらかじめ、「目利き番頭 船えもん」着ぐるみ貸出承認申請書（第1号様式）に着ぐるみを使用する事業の概要が分かる資料を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、着ぐるみの貸出しを承認するときは、申請者に対し、「目利き番頭 船えもん」着ぐるみ貸出承認通知書（第2号様式）により通知する。
- 3 前項の承認には、条件を付することができる。
- 4 市長は、貸出しを承認しないときは、申請者に対し、「目利き番頭 船えもん」着ぐるみ貸出不承認通知書（第3号様式）により通知する。

### (貸出承認の制限)

- 第4条 市長は、前条第1項の申請内容が次のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出しを承認しないものとする。
- (1) 使用の目的及び方法がこの要領の趣旨に反すると認められるとき。
  - (2) 法令等又は公序良俗に反する行為をしたとき、又は反するおそれがあるとき。
  - (3) 船橋市のイメージを損なうおそれがあるとき。
  - (4) 特定の政治、思想、宗教及び営利団体を支援又は公認しているような誤解を与えたとき、又は与えるおそれがあるとき。
  - (5) その他市長が着ぐるみの貸出しが適当でないと認めるとき。

### (貸出期間)

第5条 着ぐるみの貸出期間は原則として1週間以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### (貸出料)

第6条 着ぐるみを貸出す際の貸出料は、無料とする。

(貸出方法)

第7条 申請者は、船橋市から貸出日に着ぐるみを借受け、貸出期間内に返却しなければならない。

2 着ぐるみの貸出しは、1事業につき、1体とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 第3条第2項に規定する貸出承認（以下「貸出承認」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途のみに使用し、市長の付する条件に従うこと。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを譲渡し、又は貸与しないこと。
- (4) 着ぐるみを返却する際は、「目利き番頭 船えもん」着ぐるみ使用実績報告書（第4号様式）に「目利き番頭 船えもん」着ぐるみ破損・紛失チェック表を添付して提出すること。
- (5) 別に定める「目利き番頭 船えもん」着ぐるみ使用注意事項を遵守すること。

(貸出承認)

第9条 市長は、使用者が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、貸出承認を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、船橋市は、その賠償の責を負わない。

- (1) 前条に規定する事項を遵守しなかったとき。
  - (2) 偽りその他の不正な手段により、貸出承認を受けたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、貸出承認を取り消したときは、使用者に対し、「目利き番頭 船えもん」着ぐるみ貸出承認取消通知書（第5号様式）により通知する。

(原状回復)

第10条 使用者は、貸出期間中に着ぐるみを汚損した場合には、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(船橋市の責任)

第11条 船橋市は、使用者が着ぐるみの使用に際して受けた損害に対しては、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、着ぐるみの使用に際し、船橋市及び貸出予定者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。